

政治活動用ポスターの掲示に関する規制について

令和8年3月22日執行予定の和歌山県議会議員橋本市選挙区補欠選挙について、公職選挙法（以下「法」という。）の規定により以下のとおり政治活動用ポスター（政治活動のために使用するポスター）の掲示が規制されます。

なお、規定違反のポスターは、撤去命令の対象となりますので十分御注意ください。

1 候補者個人又は後援団体の政治活動用ポスター（法第143条第16項及び第19項）

(1) 対象となるポスター

- ①和歌山県議会議員橋本市選挙区補欠選挙の候補者となろうとする者（以下「候補者等」という。）の政治活動用ポスターで、当該候補者等の氏名又は氏名類推事項が記載されたもの
- ②候補者等の後援団体の政治活動等に使用するポスターで、後援団体の名称を表示するもの

(2) 規制内容

選挙を行うべき事由が生じたことを告示した日の翌日から選挙期日までの間は、掲示できません。

2 政党その他の政治団体の政治活動用ポスター（法第201条の14）

和歌山県議会議員橋本市選挙区補欠選挙の期日の告示の日の前に掲示された政党その他の政治活動を行う団体のポスターで、氏名又は氏名類推事項を表示された者が、当該選挙において候補者となったときは、当該選挙区においてその日のうちに当該ポスターを撤去することが義務づけられています。

政治活動用ポスターの掲示が規制される期間

